

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「除く。」の次に「以下この項及び」を、「1 0 0 分の 1 0 0）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 0 5）」を加え、同条第 3 項中「同項」を「同項各号列記以外の部分」に改め、「1 0 0 分の 5 7. 5）」の次に「と、「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と、「1 0 0 分の 1 0 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 0）」を加える。

第 2 9 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 2 0）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 2 5）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 5 7. 5）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 6 0）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

## 別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		

45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			

	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600						
	95		296,200	344,100						
	96		296,600	344,500						
	97		296,800	344,700						
	98		297,100	345,100						
	99		297,500	345,500						
	100		297,900	345,800						
	101		298,100	346,100						
	102		298,400	346,500						
	103		298,800	346,900						
	104		299,100	347,300						
	105		299,300	347,800						
	106		299,600	348,200						
	107		300,000	348,600						
	108		300,300	349,000						
	109		300,500	349,500						
	110		300,900	349,900						
	111		301,300	350,200						
	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 及び別表第 4 を次のように改める。

## 別表第3（第4条関係）

## 医療職給料表（一）

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	

45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		

	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、保健所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。



## 別表第4 (第4条関係)

## 医療職給料表(二)

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	406,900	49	505,600	97	569,600	145	612,800
2	409,600	50	506,900	98	570,500	146	613,700
3	412,100	51	508,200	99	571,400	147	614,600
4	414,700	52	509,500	100	572,300	148	615,500
5	417,100	53	510,500	101	573,200	149	616,400
6	419,100	54	511,800	102	574,100	150	617,300
7	420,900	55	513,100	103	575,000	151	618,200
8	422,800	56	514,400	104	575,900	152	619,100
9	424,600	57	515,400	105	576,800	153	620,000
10	427,300	58	516,200	106	577,700	154	620,900
11	429,800	59	517,000	107	578,600	155	621,800
12	432,200	60	517,800	108	579,500	156	622,700
13	434,400	61	518,700	109	580,400	157	623,600
14	436,900	62	519,500	110	581,300	158	624,500
15	438,900	63	520,400	111	582,200	159	625,400
16	441,000	64	521,200	112	583,100	160	626,300
17	443,000	65	529,900	113	584,000	161	627,200
18	445,200	66	531,700	114	584,900	162	628,100
19	447,400	67	533,500	115	585,800	163	629,000
20	449,500	68	535,300	116	586,700	164	629,900
21	450,900	69	536,900	117	587,600	165	630,800
22	453,300	70	538,700	118	588,500	166	631,700
23	455,600	71	540,400	119	589,400	167	632,600
24	457,800	72	542,100	120	590,300	168	633,500
25	459,800	73	543,700	121	591,200	169	634,400
26	462,100	74	545,300	122	592,100	170	635,300
27	464,300	75	546,700	123	593,000	171	636,200
28	466,600	76	548,300	124	593,900	172	637,100
29	468,700	77	549,800	125	594,800	173	638,000
30	470,900	78	551,200	126	595,700	174	638,900
31	473,200	79	552,600	127	596,600	175	639,800
32	475,300	80	553,900	128	597,500	176	640,700
33	477,100	81	555,100	129	598,400	177	641,600
34	479,200	82	556,100	130	599,300	178	642,500
35	481,300	83	557,100	131	600,200	179	643,400
36	483,300	84	558,100	132	601,100	180	644,300
37	485,400	85	559,100	133	602,000	181	645,200
38	487,100	86	560,000	134	602,900	182	646,100
39	488,900	87	560,900	135	603,800	183	647,000
40	490,700	88	561,800	136	604,700	184	647,900
41	492,300	89	562,600	137	605,600	185	648,800
42	494,100	90	563,500	138	606,500		
43	495,900	91	564,400	139	607,400		
44	497,500	92	565,300	140	608,300		
45	498,900	93	566,200	141	609,200		
46	500,600	94	567,100	142	610,100		
47	502,400	95	568,000	143	611,000		
48	504,100	96	568,700	144	611,900		

備考 この表は、下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を「100分の102.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」を「100分の58.75」に改める。

（下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000

5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

(下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

附則第2項中「年度の翌年度」を「年の翌年」に、「4月1日」を「1月1日」に改める。

第5条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、第3条中下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定及び第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の下関市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1、別表第3及び別表第4の規定は令和5年4月1日から適用し、同条の規定による改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項各号の規定並びに第4条の規定による改正

後の下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例第31条第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和5年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 提案理由

職員の給与を改定し、及び所要の条文整備を行うため。

下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

下関市豊田湖畔公園施設の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項後段を削り、同条第 3 項中「掲示しておかなければ」を「掲示しておくとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に改める。

別表 1 施設使用料の表 豊田湖畔公園キャンプ場の項中

「	1, 2 5 0 円	「	1, 3 0 0 円	
	8 3 0 円		9 0 0 円	
	6, 1 7 0 円		7, 4 0 0 円	
	3, 3 5 0 円	を	4, 0 0 0 円	
	3, 9 7 0 円		4, 0 0 0 円	に改め、同表 豊田湖
	1, 8 8 0 円		1, 9 0 0 円	
	5, 2 3 0 円		5, 3 0 0 円	
	3, 1 3 0 円		3, 2 0 0 円	」
」				

畔公園宿泊棟の項中

「		「	
---	--	---	--

ケビン 定員 4 人 (ふな、こい、ふ じ、もみじ、いの しし、うさぎ、し か)
ケビン 定員 4 人 (わかさぎ)

を

ケビン 定員 4 人 (ふな、こい)
ケビン 定員 4 人 (ふじ、もみじ、 いのしし、うさ ぎ、しか、わかさ ぎ)

に、

11,520円
6,280円
13,610円
7,330円
16,750円
9,420円
25,130円
11,520円

を

13,800円
7,600円
16,300円
8,800円
20,100円
11,300円
30,200円
13,800円

に改め、同表 バーベ

キュー施設の項を次のように改める。

バーベキ ュー施設	午前 10 時から午後 4 時まで	区分ごとに 1 基につ き	3,300円
	午後 4 時から午後 9 時 まで (宿泊者に限 る。)		

別表 1 施設使用料の表 イベント広場の項中「1,030円」を「1,000円」に改め、同表 野外ステージの項中「520円」を「500円」に改め、同表備考第2項中「又は宿泊棟」を削り、「1時間につき、キャンプ場にあつては210円、宿泊棟にあつては520円」を「2時間につき500円」に、「1時間未満」を「2時間未満」に、「1時間として」を「2時間として」に改め、同表備考第5項中「520円」を「1,000円」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第4項を同表備考第5項とし、同表備考第3項第1号ア中「1,030円」を「1,200円」に改め、同号イ中「520円」を「600円」に改め、同項第2号ア中「520円」を「600円」に改め、同号イ中「260円」を「300円」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 宿泊棟を宿泊又は休憩の区分の各時間帯を超えて使用した場合は、その超えた時間1時間につき1,000円を徴収する。この場合において、超えた時間が1時間未満であるとき、又は超えた時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間は、1時間として計算する。

別表 2 附属設備使用料の表 コインランドリーの項を削り、同表 手こぎボートの項中

「	620円		「	1,000円	
	2,930円			3,000円	
	830円	を		1,200円	に改め、同表 ペダル
	2,930円			3,000円	
」			」		

ボート（スワン）の項中「1,030円」を「1,200円」に改め、同表 マウンテンバイクの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

豊田湖畔公園施設に係る使用料等を改定し、附属設備を廃止し、及び所要の条文整備を行うため。



下関市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋太郎

下関市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成 2 3 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。



下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 0 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 下関市立内日幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市立内日幼稚園を廃止するため。



下関市立豊田中央病院及び診療所の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋太郎

下関市立豊田中央病院及び診療所の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例

下関市立豊田中央病院及び診療所の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第  
1 8 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に  
改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。



## 下関市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 下関市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

下関市学校給食共同調理場設置条例（平成 1 7 年条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 下関市立南部学校給食共同調理場の項を削り、同表 下関市立中部学校給食共同調理場の項の次に次のように加える。

下関市立吉見学校給食共同調理場	下関市吉見里町一丁目 8 番 1 号
下関市立木屋川学校給食共同調理場	下関市木屋川南町二丁目 6 5 8 番地

## 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

下関市立南部学校給食共同調理場を廃止し、並びに下関市立吉見学校給食共同調理場及び下関市立木屋川学校給食共同調理場を設置するため。





下関市自転車の安全で適正な利用促進に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市自転車の安全で適正な利用促進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、安心・快適な自転車の利用環境の創出を目指した自転車にやさしいまちづくりを推進するため、自転車の利用に関し、市等の責務を明らかにし、市民等の交通安全意識の向上を図ることにより、身近な交通手段である自転車に関する事故を防止し、自転車の安全で適正な利用を促進するとともに、一層の自転車利用の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 1 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 関係機関 国、県、警察その他の自転車の安全で適正な利用の推進に関する施策を実施する機関をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 自転車利用者 市内で自転車を利用する市民等をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他未成年者を現に監護する者をいう。
- (6) 学校 市内の学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第 1 2 4 条に規定する専修学校及び同法第 1 3 4 条第 1 項に規定する各種学校をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(8) 自転車小売業者 事業者のうち、自転車の小売を業とするものをいう。

(9) 自転車貸出業者 事業者のうち、自転車の貸出しを業とするものをいう。

(10) 盗難防止対策 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録を受けること及び適切な施設その他の自転車の盗難を防止するための措置をいう。

(11) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済をいう。

（市の責務）

第3条 市は、関係機関及び関係団体（交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。）と緊密な連携を図り、自転車の安全で適正な利用に関する施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、自転車の安全で適正な利用についての理解を深め、事故を防止し、市及び関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令について理解を深め、これを遵守し、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する未成年者を自転車に乗車させるときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(学校の長の責務)

第7条 学校の長は、当該学校に在籍する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行い、市及び関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 学校の長は、当該学校に在籍する自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その管理する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その管理する自転車にその従業員が乗車するとき、その従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

4 事業者は、その従業員のうち、自転車を利用して通勤する者に対し、乗車用ヘルメットの着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 事業者は、市及び関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者等の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車を販売するとき、当該自転車の購入者に対し、次に掲げる情報を提供するよう努めなければならない。

(1) 自転車の取扱方法並びに定期的な自転車の点検及び整備に関する情報

(2) 盗難防止対策に関する情報

(3) 乗車用ヘルメットの着用に関する情報

(4) 前3号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に関する情報

2 自転車貸出業者は、その事業のために貸し出す自転車を定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、自転車を借り受けようとする者に対し、盗難防止対策を講じた自転車を貸し出すよう努めなければならない。

3 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全で適正な利用について、助言するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第10条 自転車利用者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

3 事業者は、その管理する自転車をその事業活動のために従業員に利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

4 自転車貸出業者は、その業として貸し出した自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

## 提案理由

自転車の利用に関し、市等の責務を明らかにし、市民等の交通安全意識の向上を図り、自転車の安全で適正な利用を促進することについて必要な事項を定めるため。



下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市港湾施設の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 9 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 荷さばき施設の項中

「	細江第 5 号上屋	下関市東大和町一丁目 1 0 番 5 0 号	」
	本港地区くん蒸上屋	下関市東大和町一丁目 1 0 番 3 7 号	」

を

「	細江第 5 号上屋	下関市東大和町一丁目 1 0 番 5 0 号	」
---	-----------	------------------------	---

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

本港地区くん蒸上屋を廃止するため。





下関市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市水道事業等の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「下関市公共下水道事業（以下「水道事業等」という。）」を「下関市下水道事業（下関市公共下水道事業及び下関市漁業集落排水事業をいう。以下同じ。）（以下「水道事業等」と総称する。）」に改める。

第 2 条及び第 4 条第 2 項中「下関市公共下水道事業」を「下関市下水道事業」に改める。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

下関市漁業集落排水事業	下関市大字蓋井島のうち管理者が定める区域内	漁港及び周辺水域の水質の保全並びに漁業集落の環境衛生の向上を目的とする蓋井島漁港漁業集落排水処理施設（下関市大字蓋井島地内）の設置及び管理運営
-------------	-----------------------	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（下関市附属機関設置条例の一部改正）

- 2 下関市附属機関設置条例（平成 2 2 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 上下水道事業管理者の項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に

改める。

(下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表 集落排水施設業務手当の項中「農業・漁業集落排水施設」を「農業集落排水施設」に改める。

(下関市特別会計条例の一部改正)

- 4 下関市特別会計条例（平成17年条例第85号）の一部を次のように改正する。

本則中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

(下関市漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正)

- 5 下関市漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例（平成17年条例第267号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

下関市漁業集落排水処理施設の管理等に関する条例  
第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、下関市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年条例第303号）第4条第2項及び別表第2の規定により設置する蓋井島漁港漁業集落排水処理施設の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

第4条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した工事業者」を「指定工事店」に改め、同条第2項中「管理者が排水設備の工事に関し技能を有すると認めた者」を「責任技術者」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第9条中「前条の許可を受けて」を「同条の許可を受けて」に、「前条の規定に」を「同条の規定に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第10条第1項、第2項及び第3項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「市長」を「管理者」に改め、同条第1号中「規則」を「上下水道局規程（以下「規程」という。）」に改める。

第12条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第13条後段中「同条例」を「下水道条例」に改め、「、「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。））」とあり、及び「管理者」とあるのは「市長」と」を削る。

第14条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第15条第16号中「規則」を「規程」に改める。

（下関市漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行の際、前項の規定による改正前の下関市漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ同項の規定による改正後の下関市漁業集落排水処理施設の管理等に関する条例の相当規定により上下水道事業管理者が行ったものとみなす。

（下関市漁業集落排水処理施設受益者分担金に関する条例の一部改正）

- 7 下関市漁業集落排水処理施設受益者分担金に関する条例（平成17年条例第268号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁業集落環境整備事業により整備する下関市漁業集落排水処理施設」を「下関市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年条例第303号）別表第2に規定する下関市漁業集落排水事業により設置する蓋井島漁港漁業集落排水処理施設」に改める。

第2条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。））」に改める。

第4条及び第6条から第10条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

(下関市漁業集落排水処理施設受益者分担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際、前項の規定による改正前の下関市漁業集落排水処理施設受益者分担金に関する条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ同項の規定による改正後の下関市漁業集落排水処理施設受益者分担金に関する条例の相当規定により上下水道事業管理者が行ったものとみなす。

#### 提案理由

下関市漁業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、及び当該事業を上下水道局へ移管することに伴い、所要の条文整備を行うため。

## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市リサイクルプラザ
所在地	下関市細江町一丁目 2 番 1 0 号
	みさかの森自然学校共同事業体 代表者 太平ビルサービス株式会社下関営業所 所長 森 川 純 二 構成員 下関市貴船町二丁目 1 4 番 2 8 号 株式会社 F E E L 代表取締役 井 上 桂 構成員 北九州市小倉南区大字合馬 1 5 7 8 番地 有限会社カヌースクール九州 取締役 西 胤 正 弘
指定管理者	
指定の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

## 提案理由

下関市リサイクルプラザの指定管理者を指定するため。



## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	王喜漁港	
指定 管 理 者	所 在 地	下関市大和町一丁目 1 6 番 1 号下関漁港ビル
	名 称 及 び 代 表 者	山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで	

## 提案理由

王喜漁港の指定管理者を指定するため。





## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		下関市総合体育館 下関運動公園駐車場 下関運動公園
指定 管理 者	所在地	下関市細江町一丁目 2 番 1 0 号
	名称及び 代表者	あすも下関株式会社 代表取締役 桑 原 幹 雄
指定の期間		令和 6 年 8 月 5 日から令和 2 1 年 3 月 3 1 日まで

## 提案理由

下関市総合体育館ほか 2 施設の指定管理者を指定するため。



## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市	
指定 管 理 者	所 在 地	下関市豊田町大字中村 8 7 6 番地 4
	名 称 及 び 代 表 者	株式会社豊田ふるさとセンター 代表取締役 三 木 潤 一
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	

## 提案理由

下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市の指定管理者を指定するため。



## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市川棚温泉交流センター	
指定 管 理 者	所 在 地	下関市豊浦町大字川棚 5 1 8 0 番地
	名 称 及 び 代 表 者	川棚温泉まちづくり株式会社 代表取締役 高 瀬 利 也
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	

## 提案理由

下関市川棚温泉交流センターの指定管理者を指定するため。



## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市島戸診療所	
指定 管理 者	所 在 地	下関市豊北町大字阿川 3 7 9 6 番地 1
	名 称 及 び 代 表 者	医療法人社団若草会木本クリニック 理事長 木 本 和 之
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで	

## 提案理由

下関市島戸診療所の指定管理者を指定するため。





## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市小野ふれあいセンター	
指定 管理 者	所 在 地	下関市豊浦町大字川棚 2 4 0 番地
	名 称 及 び 代 表 者	小野ふれあいセンター運営委員会 会長 福 永 宏
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	

## 提案理由

下関市小野ふれあいセンターの指定管理者を指定するため。



## 指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の区分 及 び 名 称	別表のとおり	
指 定 管 理 者	所 在 地	下関市武久町一丁目 4 3 番 4 号
	名 称 及 び 代 表 者	一般社団法人山口県公営住宅管理協会 代表理事 西 山 菊 市
指 定 の 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	

## 提案理由

市営住宅等の指定管理者を指定するため。

## 別表

区 分	名 称
1 下関市営住宅の設置等に関する条例（平成17年条例第272号）に基づき設置された公営住宅	園田 赤間 宮田アパート 清和園 貴船 山の口 菁莪(1) 上田中 白雲台 向洋 細江 日和山 西の尾 宝 大学町 海老田 上新地 新地 茶山 竹崎 彦島迫 彦島迫町里 彦島塩浜(1) 彦島塩浜(2) 彦島老の山 彦島老町 長府松原 長府松原東 長府八幡 長府前八幡(1) 長府前八幡(2) 長府古城 長府中六波 長府中六波(1) 清末上土井 清末時末 小月 勝山新秋根 新垢田 豊 熊野西 新椋野 松風荘 安岡新田 安岡福江(1) 安岡福江(2) 田部東 荒小田北 荒小田南 田部南 檜崎 岡田 高熊 殿敷 殿敷第二 山田 中村 納涼 納涼第二 飯塚 華山 石町 豊田西 大河内 黒井 天神 小目代 湯町 二の浜 石堂 清風 湯玉 二見 矢玉第一 矢玉第二 矢玉第三 小瀬戸 五千原 滝部 旭ヶ丘 東の沖 掛地 汐入 特牛 栗野 汐入
2 下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき設置された改良住宅	白雲台改良 宝 竹崎改良 長門改良 上条改良 西富改良 春日改良 東神田改良 中央改良 東大和改良 長府八幡改良 中六波小集落改良
3 下関市営住宅の設置等に関する条例に基づき設置された店舗	園田併設店舗 貴船併設店舗 竹崎(1)併設店舗 竹崎改良(2)併設店舗 竹崎改良(3)併設店舗 竹崎改良(4)併設店舗 上条改良併設店舗 春日改良(12)併設店舗 春日改良(11)併設店舗 東神田改良(13)併設店舗 中央改良(5)併設店舗 中央改良(6)併設店舗
4 下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例（平成17年条例第273号）に基づき設置された特定公共賃貸住宅	白雲台 檜崎ハイム 檜崎ハイム 殿敷第三 殿敷第三 殿敷第三 殿敷ハイツ（家族者用） 殿敷ハイツ（単身者用） 滝部 滝部

<p>5 下関市高齢者向け公共賃貸住宅の設置等に関する条例（平成18年条例第27号）に基づき設置された高齢者向け公共賃貸住宅</p>	<p>矢田第二</p>
--	-------------

備考

- 1 1の項の「汐入」のうち、後に記載されている「汐入」は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第45条第2項に基づき活用する公営住宅（みなし特定公共賃貸住宅）をいう。
- 2 4の項の「檜崎ハイム」のうち、先に記載されている「檜崎ハイム」は平成15年度に建設されたものを、後に記載されている「檜崎ハイム」は平成16年度に建設されたものをいう。
- 3 4の項の「殿敷第三」のうち、最初に記載されている「殿敷第三」は平成5年度に建設されたものを、次に記載されている「殿敷第三」は平成6年度に建設されたものを、最後に記載されている「殿敷第三」は平成7年度に建設されたものをいう。
- 4 4の項の「滝部」のうち、先に記載されている「滝部」は平成10年度に建設されたものを、後に記載されている「滝部」は平成12年度に建設されたものをいう。

公立大学法人下関市立大学に係る第 3 期中期目標の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

公立大学法人下関市立大学に係る第 3 期中期目標の変更について

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり公立大学法人下関市立大学に係る第 3 期中期目標を変更することについて、同条第 3 項の規定により、本市議会の議決を求める。

提案理由

公立大学法人下関市立大学に係る第 3 期中期目標を変更するため。



## 別紙

### 公立大学法人下関市立大学に係る第3期中期目標の一部変更について

公立大学法人下関市立大学に係る第3期中期目標の一部を次のように変更する。

#### 基本方針中

「このような時代において、下関市立大学は、下関市に立地する公立大学として、教育研究にこれまで以上に力を注ぎ、また、グローバル化や地域社会の変容に向き合いながら地域課題へ果敢に挑戦することで、我が国の地方創生による新たな時代への力強い歩みの一翼を担うことが期待されている。」

を

「また、国内を見渡しても、多くの分野・産業において人材不足が叫ばれており、今後、デジタルトランスフォーメーション（DX）の発展により、社会経済構造や生活様式が大きく変化していくことが予想される。

このような時代において、下関市立大学は、下関市に立地する公立大学として、教育研究にこれまで以上に力を注ぎ、また、グローバル化や地域社会の変容、今後のデジタル社会に向き合いながら地域課題へ果敢に挑戦することで、我が国の地方創生による新たな時代への力強い歩みの一翼を担うことが期待されている。」

に改める。

#### I 中期目標の期間及び教育研究組織 2 教育研究組織中

「

学 部	経済学部
-----	------

」

を

「

学 部	経済学部、データサイエンス学部
-----	-----------------

」

に、「を含めた」を「による」に改め、「実現に向けて」を削り、「検討」の次に「を行い、準備」を加える。



## Ⅱ 教育に関する目標 1 学部における教育の充実中

「経済学部としての専門教育を充実するために、不断にカリキュラムの見直しを行う。また、大学の目的である「地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与する」ために、地域及びグローバル化への関心を涵養し、地域と協働する授業、留学促進等による異文化体験の機会の確保など、特色ある教育を実施する。」

を

「経済学部については、学部としての専門教育を充実するために、不断にカリキュラムの見直しを行う。

データサイエンス学部については、完成年度に向け、設置計画を確実に履行する。

また、大学の目的である「地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与する」ために、地域及びグローバル化への関心を涵養し、地域と協働する授業、留学促進等による異文化体験の機会の確保など、特色ある教育を実施する。」

に改める。

【用語の解説】中

「●コンソーシアム」

を

「●デジタルトランスフォーメーション

デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

●コンソーシアム

に改める。」

財産の貸付けの一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の貸付けの一部変更について

平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日可決議案第 2 0 0 号「財産の貸付けについて」中  
「3 貸 付 期 間 平成 2 5 年 1 月 1 6 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで」  
を  
「3 貸 付 期 間 平成 2 5 年 1 月 1 6 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで」に  
変更する。

提案理由

民間開発事業用地として貸し付けている下関市あるかぼーとの市有地について、貸付期間を変更するため。



調停について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

調停について

令和 5 年（ユ）第 7 号石垣保全請求調停事件について、下記のとおり調停を成立させる。

記

1 申 立 人

××××××××××××××××××

山 本 みどり

2 調停成立の方針

- (1) 下関市（以下「市」という。）は、申立人に対し、申立人所有の別紙 1 物件目録に記載の 1 及び 2 の土地（以下「申立人所有土地」という。）に隣接する市所有の同目録に記載の 3 の土地に存在する石垣につき、令和 7 年 3 月末日限り、別紙 2 石垣の改修方法に記載の方法及び別紙 3 の表に記載の内容で石垣改修工事（以下「本件工事」という。）を行う。この場合において、本件工事に要する費用は、市の負担とする。
- (2) 申立人は、市に対し、本件工事及び第 4 号の規定による伐採・<sup>せん</sup>剪定を行うに際し、市及び市が契約する工事業者が本件工事及び当該伐採・剪定に必要な限度で申立人所有土地に立ち入ることを認める。
- (3) 市は、申立人に対し、本件工事に関し、次のことを確認する。
  - ア 市及び市が契約する工事業者は、本件工事のうち石垣の上部に天端コンクリートを設置する工事のための重機として、ミニバックホウ及び運搬キャリーを使用する。
  - イ アの重機は、いずれも石垣上の別紙 1 物件目録に記載の 3 の土地を通行して作業するものとし、申立人所有土地には立ち入らない。

- (4) 本件工事終了後において、別紙 1 物件目録に記載の 3 の土地上の雑木が繁茂し、申立人所有土地側に著しく越境するときは、市は、年 1 回程度この雑木を伐採・剪定する。
- (5) 申立人と市とは、本件に関し、以上に定めるほか、互いに債権債務のないことを確認する。

#### 提案理由

石垣保全請求調停事件について、調停を成立させるため。

別紙 1

物 件 目 録

- |   |     |                    |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 下関市上田中町一丁目         |
|   | 地 番 | 1 1 6 9 番 7        |
|   | 地 目 | 宅地                 |
|   | 地 積 | 1 7 0 . 9 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市上田中町一丁目         |
|   | 地 番 | 1 1 6 9 番 8        |
|   | 地 目 | 宅地                 |
|   | 地 積 | 1 9 5 . 5 3 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 下関市上田中町一丁目         |
|   | 地 番 | 1 1 6 9 番 1 5      |
|   | 地 目 | 学校用地               |
|   | 地 積 | 1 1 4 平方メートル       |

## 別紙 2

### 石 垣 の 改 修 方 法

1 石垣の別図に表示の箇所に、下記の方法で改修工事を行う。

#### 記

(1) 別図①及び②の範囲にモルダム工法で石垣補強を行う。

※ モルダム工法とは、既設の石垣の内部に接着性を有する専用充填剤を注入することによって補強する工法である。水抜穴は、見付面積1平方メートルに1箇所設置する。

(2) 別図③の箇所に天端コンクリートを設置し、石垣上端の石を固定する。

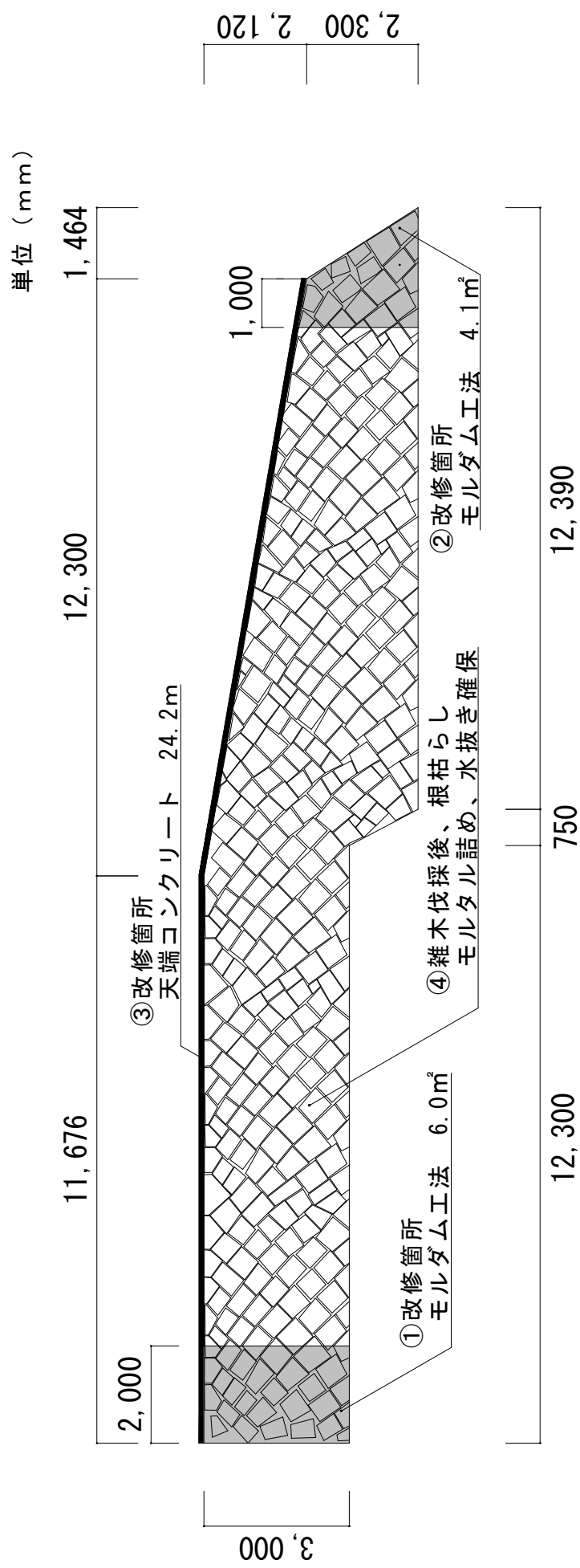
2 別図④の範囲の雑木は、伐採して根枯らしを行う。さらに、今後雑木が生えないようにするため、石と石との隙間にモルタルを詰める。その際、水抜きを確保するため、完全には塞がないようにする。

## 別紙 3

工事の名称／規格	単位	数量
1) 石垣接着補強工		
既存石垣目地木根除去 影響部	式	1
別図①の範囲 モルダム工法	m <sup>2</sup>	6.0
別図②の範囲 モルダム工法	m <sup>2</sup>	4.1
仮設足場	式	1
小運搬 除根・材料機材・発生土	式	1
発生 <sup>くず</sup> 屑処分	m <sup>2</sup>	10.1
2) 天端コンクリート工 幅400ミリメートル		
構造物土工 掘削・除根・埋戻し	m	24.2
型枠・コンクリート・目地モルタル補修 生コン≒2.0立方メートル	m	24.2
残土処理	m <sup>3</sup>	2.0
小運搬 枠資材・他生コン・残土	式	1
3) その他 (安全対策)		
交通誘導員	人	14



別図



専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

特定事業契約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年 1 0 月 2 4 日下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和 4 年 1 2 月 1 9 日可決議案第 1 6 2 号「白雲台団地建替事業（2 期）に係る特定事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 1, 4 6 3, 0 0 0, 0 0 0 円」を

「4 契 約 金 額 1, 4 7 7, 9 8 2, 0 0 0 円」に変更する。

提案理由

白雲台団地建替事業（2 期）に係る特定事業契約の一部変更について、専決処分したため。



市道路線の認定及び変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

市道路線の認定及び変更について

別表 1 のとおり市道路線の認定をし、及び別表 2 のとおり市道路線の変更をする。

提案理由

王司上町 2 3 号線ほか 1 5 路線を市道として新たに認定し、及び勝山形山 3 号線ほか 2 路線を変更するため。

別表1 認定

路 線 名	起 終 点 点
王 司 上 町 2 3 号 線	下 関 市 王 司 上 町 二 丁 目 3 6 8 番 4 地 先 下 関 市 王 司 上 町 二 丁 目 3 6 8 番 4 地 先
王 司 本 町 4 7 号 線	下 関 市 王 司 本 町 一 丁 目 1 1 2 8 番 6 地 先 下 関 市 王 司 本 町 一 丁 目 1 1 2 8 番 1 6 地 先
川 中 垢 田 町 5 8 号 線	下 関 市 垢 田 町 一 丁 目 8 3 8 番 4 地 先 下 関 市 垢 田 町 一 丁 目 7 1 6 番 5 地 先
川 中 綾 羅 木 4 9 号 線	下 関 市 大 字 綾 羅 木 字 石 仏 4 1 9 番 1 3 地 先 下 関 市 大 字 綾 羅 木 字 石 仏 4 1 9 番 2 地 先
川 中 有 富 3 0 号 線	下 関 市 大 字 有 富 字 高 堂 下 1 2 2 番 2 4 地 先 下 関 市 大 字 有 富 字 高 堂 下 1 2 4 番 1 5 地 先
川 中 有 富 3 1 号 線	下 関 市 大 字 有 富 字 高 堂 下 1 2 2 番 9 地 先 下 関 市 大 字 有 富 字 高 堂 下 1 3 3 番 2 1 地 先
川 中 有 富 3 2 号 線	下 関 市 大 字 有 富 字 高 堂 下 1 2 2 番 1 4 地 先 下 関 市 大 字 有 富 字 高 堂 下 1 2 4 番 5 地 先
川 中 有 富 3 3 号 線	下 関 市 大 字 有 富 字 高 堂 下 1 2 4 番 2 地 先 下 関 市 大 字 有 富 字 高 堂 下 1 2 4 番 2 3 地 先
川 中 有 富 3 4 号 線	下 関 市 大 字 有 富 字 殿 屋 敷 2 5 9 番 1 地 先 下 関 市 大 字 有 富 字 殿 屋 敷 2 7 4 番 6 地 先
川 中 有 富 3 5 号 線	下 関 市 大 字 有 富 字 殿 屋 敷 2 6 6 番 1 地 先 下 関 市 大 字 有 富 字 殿 屋 敷 2 6 3 番 6 地 先
川 中 有 富 3 6 号 線	下 関 市 大 字 有 富 字 殿 屋 敷 2 5 7 番 1 地 先 下 関 市 大 字 有 富 字 殿 屋 敷 2 7 3 番 6 地 先
安 岡 安 岡 町 8 6 号 線	下 関 市 安 岡 町 五 丁 目 4 6 4 番 1 地 先 下 関 市 安 岡 町 五 丁 目 4 9 5 番 5 地 先
安 岡 安 岡 町 8 7 号 線	下 関 市 安 岡 町 五 丁 目 4 9 8 番 4 地 先 下 関 市 安 岡 町 五 丁 目 4 9 8 番 4 地 先
勝 山 形 山 2 8 号 線	下 関 市 大 字 形 山 字 宮 ノ 森 1 1 9 番 1 3 地 先 下 関 市 大 字 形 山 字 宮 ノ 森 1 0 9 番 9 地 先

路 線 名	起 終 点
勝 山 形 山 2 9 号 線	下 関 市 大 字 形 山 字 宮 ノ 森 1 4 2 番 5 地 先 下 関 市 大 字 形 山 字 宮 ノ 森 1 4 4 番 7 地 先
勝 山 形 山 3 0 号 線	下 関 市 大 字 形 山 字 宮 ノ 森 1 0 0 番 1 3 地 先 下 関 市 大 字 形 山 字 宮 ノ 森 1 0 0 番 2 6 地 先

別表2 変更

路線名	旧新別	起終点
勝山形山3号線	旧	下関市大字形山字宮ノ森142番第1地先 下関市大字形山字宮ノ森106番地先
	新	下関市大字形山字宮ノ森142番5地先 下関市大字形山字宮ノ森100番23地先
勝山形山みどり町4号線	旧	下関市形山みどり町756番2地先 下関市形山みどり町760番1地先
	新	下関市形山みどり町756番2地先 下関市大字形山字宮ノ森101番1地先
水垂鹿堀線	旧	下関市豊北町大字神田字水垂3513番地先 下関市豊北町大字神田字鹿堀3610番地先
	新	下関市豊北町大字神田字水垂3513番地先 下関市豊北町大字神田字馬地3551番地先

下関市・美祢市消防通信指令事務協議会を設置する普通地方公共団体の増加及び下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市・美祢市消防通信指令事務協議会を設置する普通地方公共団体の増加及び下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約の変更について

令和 8 年 2 月 1 日から、下関市・美祢市消防通信指令事務協議会に長門市を加入させ、及び下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約を別紙のとおり変更することに関し、美祢市及び長門市と協議することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本市議会の議決を求める。

#### 提案理由

下関市・美祢市消防通信指令事務協議会に長門市を加入させ、及び下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約を変更することに関し、協議するため。





## 別紙

### 下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約

下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

#### 山口西部消防通信指令事務協議会規約

本則中「両市」を「3市」に改める。

第1条中「及び美祢市」を「、美祢市及び長門市」に改める。

第2条中「下関市・美祢市消防通信指令事務協議会」を「山口西部消防通信指令事務協議会」に改める。

第3条中「及び美祢市」を「、美祢市及び長門市」に改める。

第5条中「下関市消防本部条例（平成17年下関市条例第311号）に規定する下関市消防局」を「下関市消防局（下関市岬之町17番1号）」に改める。

第6条中「8人」を削る。

第7条第1項中「美祢市消防長」の次に「及び長門市消防長」を加える。

第14条第2項中「美祢市」の次に「及び長門市」を加え、同条第3項中「美祢市長」の次に「、長門市長」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規約は、令和8年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、下関市、美祢市及び長門市の協議が整った日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 この規約による改正後の山口西部消防通信指令事務協議会規約（以下「新規約」という。）の規定に基づく事務の管理及び執行のために行う、消防通信指令施設の構築に要する経費の負担並びに財産の取得、管理及び処分については、この規約の施行前においても、新規約第15条から第17条までの規定の例により行うことができる。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設電気設備工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市秋根南町二丁目 7 番 3 3 号

テツ電設・アイテック下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設電気設備工事共同企業体

代表者 有限会社テツ電設

代表取締役 道 祖 哲 平

構成員 下関市椋野町一丁目 1 番 6 号

株式会社アイテック

代表取締役 城 石 豊

2 工 事 名 下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設電気設備工事

3 請 負 代 金 額 1 6 7, 6 4 0, 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市あるかぼーと 6 番 1 号

提案理由

下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設電気設備工事の請負契約締結のため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

火の山移動施設整備設計・施工業務に係る施設整備工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 大阪府中央区南船場一丁目 1 8 番 1 7 号

日本ケーブル株式会社大阪支店

大阪支店長 車 田 直 毅

2 工 事 名 火の山移動施設整備設計・施工業務に係る施設整備工事

3 請 負 代 金 額 1, 1 8 8, 0 0 0, 0 0 0 円

4 工 事 場 所 火の山公園地内 現行ロープウェイ路線及びその周辺

提案理由

火の山移動施設整備設計・施工業務に係る施設整備工事の請負契約締結のため。



安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 4 年 6 月 2 3 日可決議案第 7 2 号「安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 3, 0 9 2, 3 2 5, 1 9 9 円」を

「4 契 約 金 額 3, 1 7 2, 5 3 0, 9 4 9 円」に変更する。

提案理由

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約を一部変更するため。





工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

令和 5 年度日本セレモニーウォーク（下関駅前人工地盤）昇降機改修工事（第 2 工区その 2）につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

- 1 契約の相手方  
工事請負人 下関市綾羅木本町六丁目 8 番 1 3 号  
株式会社東昇  
代表取締役 東 原 啓 和
- 2 工 事 名 令和 5 年度日本セレモニーウォーク（下関駅前人工地盤）  
昇降機改修工事（第 2 工区その 2）
- 3 請 負 代 金 額 1 9 3, 4 9 0, 0 0 0 円
- 4 工 事 場 所 下関市竹崎町四丁目

提案理由

令和 5 年度日本セレモニーウォーク（下関駅前人工地盤）昇降機改修工事（第 2 工区その 2）の請負契約締結のため。



下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例（平成 1 7 年条例第 1 7 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「及び第 3 7 条の 2」を「、第 3 7 条の 2 及び第 3 7 条の 3」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 1 8 条中「及び第 3 7 条の 2」を「、第 3 7 条の 2 及び第 3 7 条の 3」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 2 7 条中「第 3 6 条」の次に「及び第 3 7 条の 3」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 3 4 条の見出し中「異動等の」を「異動等が」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった、若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第 1 0 条、

第13条、第19条若しくは第22条の額（被保険者数が増加し、又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第28条の額又は第36条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第37条の2第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条若しくは第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第37条の2第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第37条の3第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった、若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

第34条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第37条の2第1項に定める第12条若しくは第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第37条の2第4項第1号に定める額、第37条の3第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第36条第1項第1号中「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第37条の2第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第37条の3を第37条の4とし、第37条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第37条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。第43条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第19条又は第22条」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納

付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第36条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第36条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第19条又は第22条」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第21条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13

条」とあるのは「第28条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

第43条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第43条の2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第37条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料につ



いては、なお従前の例による。

#### 提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。